

大阪市条例第80号

大阪市手数料条例の一部を改正する条例

大阪市手数料条例（昭和40年大阪市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づく事務に係る手数料） 第7条の4　〔略〕 2　法第6条第2項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出があった場合における前項第1号又は第2号に規定する審査に係る手数料の額は、これらの規定にかかわらず、当該審査1件につき、これらの規定による手数料の額に、別表第3の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額（大阪市建築基準法施行条例（平成12年大阪市条例第62号）第6条第1項ただし書に規定する磁気ディスク等（以下「磁気ディスク等」という。）による申出にあつては、当該額から2,000円を減じた額）を加えた額（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項ただし書に規定する建築主事等が行う当該申出に係る建築物（同法第2条第1号に規定する建築物をいう。第7条の6、第7条の7、別表第1から別表第5まで、別表第7から別表第11まで及び別表第13から別表第19までにおいて同じ。）の計画が同法第18条第5項た	（長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づく事務に係る手数料） 第7条の4　〔同左〕 2　法第6条第2項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出があった場合における前項第1号又は第2号に規定する審査に係る手数料の額は、これらの規定にかかわらず、当該審査1件につき、これらの規定による手数料の額に、別表第3の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額（大阪市建築基準法施行条例（平成12年大阪市条例第62号）第6条第1項ただし書に規定する磁気ディスク等（以下「磁気ディスク等」という。）による申出にあつては、当該額から2,000円を減じた額）を加えた額（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項ただし書に規定する建築主事等が行う当該申出に係る建築物（同法第2条第1号に規定する建築物をいう。第7条の6、第7条の7、別表第1から別表第5まで、別表第7から別表第11まで及び別表第13から別表第19までにおいて同じ。）の計画が同法第18条第4項た

だし書に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下「構造計算適合性審査」という。）を含む同条第3項に規定する審査をする場合にあつては、当該額に、構造計算適合性審査1件につき、別表第4の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を加えた額）とする。

[3・4 略]

別表第15（第7条の6関係）

[表 略]

備考

[1・2 略]

3 この表において、「事前審査適合建築物」とは、登録住宅性能評価機関その他の市規則で定める者（以下この表において「登録住宅性能評価機関等」という。）により、消費性能基準に適合していると認められた建築物又は次の各号に掲げるいずれかの書面が交付され、消費性能基準に適合していると認められた建築物をいう。

[(1) 略]

(2) 法第12条第6項に規定する適合判定通知書及び建築基準法第7条第5項、同法第7条の2第5項又は同法第18条第22項若しくは第26項の規定による検査済証（以下この表において「検査済証」という。）

[(3)・(4) 略]

[4 略]

だし書に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下「構造計算適合性審査」という。）を含む同条第3項に規定する審査をする場合にあつては、当該額に、構造計算適合性審査1件につき、別表第4の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を加えた額）とする。

[3・4 同左]

別表第15（第7条の6関係）

[表 同左]

備考

[1・2 同左]

3 [同左]

[(1) 同左]

(2) 法第12条第6項に規定する適合判定通知書及び建築基準法第7条第5項、同法第7条の2第5項又は同法第18条第18項の規定による検査済証（以下この表において「検査済証」という。）

[(3)・(4) 同左]

[4 同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。